

【資料1】

瑞浪市中山道整備基本計画 素案

(第1章～第5章)

第1章 計画策定の経緯・目的

第1節 計画策定の経緯

瑞浪市（以下、「本市」といいます。）内の中山道は、市北部の丘陵地帯（日吉町・^{ひよし}大湫町・^{おおくて}釜戸町）を東西に通過しており、大湫町には江戸日本橋から数えて47番目の宿場である大湫宿（大久手宿）（註1）、日吉町には同じく48番目の宿場である細久手宿が設置され、多くの人々や物資、情報や文化が行き交いました。

明治時代以降は主要交通路が土岐川沿線（下街道（註2）ルート）に移り、本市の中山道は主要な近代交通網から外れることとなったことから、今なお随所に江戸時代の中山道を彷彿とさせる道路や関連遺構等が残されています。しかし、戦後の急速な自動車普及の影響により、一部区間においてはアスファルト舗装や拡幅等の改変が加えられています。

本市では、本市の歴史や文化の形成に大きく関わった歴史の道・中山道を良好な状態で後世に伝えるために中山道の整備区間を選定し、文化庁ならびに岐阜県教育委員会（当時）の指導のもと、平成4年度(1992年度)～19年度(2007年度)にかけて、国庫補助事業として「歴史の道中山道 整備活用推進事業」（以下、「暫定整備」といいます。）を実施しました（註3）。

その後、令和元年(2019)1月に瑞浪市は文部科学大臣に対して史跡指定を意見具申し、同年6月21日に文化審議会から答申がなされました。そして、令和元年(2019)10月16日付け文部科学省告示第83号により、本市域の中山道の一部が国史跡に指定（追加指定）されました（以下、本市域の中山道のうち、史跡に指定された範囲を「本史跡」といいます。）。

これは、昭和62年(1987)の長野県小県郡長和町、同県木曽郡南木曽町の指定（平成3年(1991)には長和町で追加指定）、平成22年(2010)の岐阜県中津川市の追加指定、平成28年(2016)の同県可児郡御嵩町の追加指定に次ぐ指定でした。

また、この間の平成8年(1996)には大湫宿から細久手宿に至る区間が「中山道一東美濃路」として文化庁の「歴史の道百選」に選定され、さらに平成24年度(2012年度)には県内の中山道と宿場が「中山道ぎふ17宿」として「岐阜の宝もの」に認定される等、中山道の価値が広く認められてきました。

しかし、一方では近年の集中豪雨等によって、暫定整備区域内には再整備や修繕が必要な箇所が見られるようになっていたことから、令和2年度(2020年度)～令和3年度(2021年度)にかけて「瑞浪市 中山道保存活用計画」（以下、「保存活用計画」といいます。）を策定しました（計画期間は令和4年(2022)4月～令和14年(2032)3月）。保存活用計画では、本史跡の将来像（目指す姿）を「瑞浪市への愛着と誇りを育み、市の歴史・文化・魅力が行き交う「中山道」と定め、整備・活用の基本方針や方向性等を掲げました。

そして、保存活用計画を基礎としつつ、今後の再整備や修繕にかかる理念・方針等を定めるため、『瑞浪市 中山道整備基本計画』（以下、「本計画」といいます。）を策定することとしました。

第2節 計画の目的

本史跡には、街道（道路）の他に一里塚等が含まれますが、一部の街道では車両の通行が認められる等、生活道路として利用されている区域もあります。本史跡の保存・活用と景観

の維持・向上を図るとともに、道路の安全性・利便性にも配慮しながら持続可能な管理を行うため、さらに災害等に迅速に対応するためには、整備の理念や方針等の情報が共有されていることが必要と考えられます。

よって、本計画では整備の理念や方針を明確にするとともに、再整備や修繕に用いる工法や素材等について、可能な限り具体的な手法を示して、そのイメージを共有することを目的とします。

なお、本計画は本史跡の指定範囲を対象としますが、本市内の中山道には暫定整備を実施した区域であっても史跡未指定の区域があること、またアスファルト舗装がなされてはいるものの追加指定の対象になり得ると考えられる区域も認められることから、指定範囲外で修繕等を行う場合にも、必要に応じて本計画を参考にすることとします。

第3節 懇談会の設置・経過

(1) 懇談会の設置

本計画の策定にあたっては、「瑞浪市中山道整備基本計画策定懇談会要綱」に基づき、令和6年度(2024年度)に「瑞浪市中山道整備基本計画策定懇談会」(以下「懇談会」といいます。)を設置して意見・助言を求めてきました。

懇談会は、瑞浪市みずなみ未来部スポーツ文化課が事務局となって運営するとともに、適宜文化庁および岐阜県の指導・助言を得ました。

■瑞浪市中山道整備基本計画策定懇談会名簿（順不同・敬称略）

氏名	区分	所属等
◎秋山 晶則	学識経験者	岐阜聖徳学園大学（教育学部 教授）
澤井 計宏		瑞浪市文化財審議会（委員）
豊田 富士人	史跡整備	大垣市（副市長／技術士）
中井 正幸		岐阜聖徳学園大学（特別研究員）
臼田 寿生	治山・森林土木	岐阜県森林研究所（※1／技術士）
渡邊 俊美	まちづくり (地域住民)	日吉町まちづくり推進協議会（※2）
加藤 博一		大湫町コミュニティ推進協議会（会長）
棚橋 哲夫	行政機関	建設部 土木課 工務係長
小野 友記子	オブザーバー	文化庁 文化資源活用課
苅谷 菜々子		岐阜県 環境生活部県民文化局 文化伝承課[令和6年度]
小林 新平		岐阜県 観光文化スポーツ部 文化伝承課[令和7年度]
水野 義康	事務局	みずなみ未来部 スポーツ文化課長
砂田 普司		みずなみ未来部 スポーツ文化課 歴史文化係長
河野 和弘		みずなみ未来部 スポーツ文化課

◎は当懇談会の座長。

※1 臼田寿生氏は、令和6年度は主任専門研究員、令和7年度は森林資源部長として出席。

※2 渡邊俊美氏は、令和6年度は会長、令和7年度は前会長として出席。

■瑞浪市中山道整備基本計画策定懇談会要綱

瑞浪市中山道整備基本計画策定懇談会要綱

令和6年6月4日告示第111号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の中山道及び関連文化財の適切な整備及び修繕を行うための計画策定について、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見又は助言を求めるため、瑞浪市中山道整備基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を開催することに關し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇談会において意見又は助言を求める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 中山道及び関連文化財の整備に関すること。
- (2) 中山道及び関連文化財の修繕に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(参加者)

第3条 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 史跡整備に関する見識を有する者
- (3) 治山に関する見識を有する者
- (4) まちづくりに関する見識を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認めた者

2 前項の場合において、市長は、原則として、第5条に規定する開催期間中、同一の者に継続して懇談会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇談会の参加者は、その互選により懇談会の会議（以下「会議」という。）を進行する座長を定める。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に關係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 懇談会の開催期間は、2年間を目途とする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、スポーツ文化課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、**告示の日**から施行する。

(2) 懇談会の経過

本計画の策定事業は、令和6年度(2024年度)・令和7年度(2025年度)に国庫補助事業として採択され、合計5回の懇談会を開催して協議を行いました。その経過・協議内容は**以下のとおり**です。

■瑞浪市中山道整備基本計画策定懇談会の経過

日 程	内 容
第1回懇談会 ・令和6年11月22日（金） ・13：30～16：30 ・瑞浪市役所（全員協議会室）	・座長選出 ・事業の概要、スケジュールの説明 ・史跡と過去の整備の概要説明 ・基本理念、基本方針・整備対象について ・街道、一里塚の整備手法について
第2回懇談会 ・令和7年2月18日（火） ・13：30～ 16：00 ・瑞浪市役所（全員協議会室）	・基本理念、基本方針・整備対象について ・街道の整備手法について
第3回懇談会 ・令和7年7月25日（金） ・13：30～ 16：00 ・瑞浪市化石博物館	・街道の整備手法について ・一里塚の整備手法について
第4回懇談会 ・令和7年11月21日（金） ・13：30～ ・瑞浪市役所（全員協議会室）	・保存整備（街道等の整備手法等）について ・活用整備（サイン計画等）について ・その他（事業計画等）について
第5回懇談会 ・ ・ ・	

※上記のほか、懇談会参加者の現地視察を隨時実施。



写真1-1 第1回懇談会の様子



写真1-2 第3回懇談会の様子

第4節 他の計画との関係

本計画の上位計画には『瑞浪市第7次総合計画』が位置付けられます。そのため、本計画は瑞浪市第7次総合計画に即したものであるとともに、関連する他の計画等とも整合が図られている必要があることから、以下に関連する諸計画とその概要を解説します。

《瑞浪市の上位計画》

① 第7次 瑞浪市総合計画 [期間：令和6年度(2024年度)～令和15年度(2033年度)]

「幸せ実感都市みずなみ～いっしょに創ろう 夢ある未来～」を将来都市像とする、瑞浪市の市政運営における最上位計画です。「まち・ひと・しごと創生法」に規定する「地方版総合戦略」を包括した計画であり、愛称は「みずなみVISION」です。以下の横断的視点、重点施策、まちづくりの基本方針（施策の大綱）を示しています。

【横断的視点】

1. SDGsの推進
2. DX・GXの推進
3. シティプロモーションの推進
4. 行政改革の推進
5. 協働の推進

【重点施策】

1. 安心して子どもを産み育てられる環境づくり（子育て支援）
2. 地域の魅力をオールみずなみで発信する（シティプロモーション）

【まちづくりの基本方針（施策の大綱）】

1. 人・未来を育むまちづくり
2. 魅力あふれるまちづくり
3. 生涯活躍のまちづくり
4. 活気みなぎるまちづくり
5. 持続可能なまちづくり

当該計画のまちづくりの基本方針（施策の大綱）の中から、本史跡等に関連する内容を抜粋して以下に記載します。

■基本方針1. 人・未来を育むまちづくり

【方針（コンセプト）】

►誰もが気軽に学び、その成果を地域に活かすことができる機会、スポーツや芸術を楽しむ機会、地域の歴史や伝統文化を理解するとともに、親しむ機会を創出します。

【課題・方向性】

►幅広い年齢層の多様なニーズに対応した学習機会を提供し、個人の生きがいだけでなく、地域づくりを進めることができます。

►文化財の調査・保存・継承及び広報に努めるとともに、地域の文化資源として活用する必要です。

【取り組み】

◎生涯学習

・幅広い年齢層にわたる多様なニーズに対応した学習機会を提供し、生涯学習の一

層の推進を図ります。

- ・多様な情報発信ツールを活用して学習機会に関する情報を発信し、より多くの人が生涯学習に取り組むきっかけをつくります。

◎文化・芸術・文化財

- ・文化財の調査・保存に努めるとともに、適切な維持管理と広報に努めます。
- ・郷土の文化財や自然や歴史、文化等に触れる機会を設け、文化財保護意識の高揚や郷土愛の醸成を図ります。

■基本方針2. 魅力あふれるまちづくり

【方針（コンセプト）】

- 本市の豊かな自然や歴史、文化等を市内外に広く発信し、本市の認知度ならびにイメージの向上とともに、本市への愛着の醸成を図ります。
- 市民と行政の適切な役割分担のもとでパートナーシップを構築し、協働のまちづくりによる課題解決に取り組み、まちづくりへの積極的な参加を促します。

【課題・方向性】

- 地域の魅力を積極的に発信することで、シビックプライドの醸成を図ることが重要です。
- 持続可能な地域づくりを進めるため、まちづくり活動の担い手の確保、若者の活動参加を促進することが必要です。

【取り組み】

◎シティプロモーション

- ・本市や地域資源の認知度やイメージを向上させるため様々な機会を捉えつつ、多様な情報発信ツールを活用し、継続的かつ「共感」の輪が広がる情報発信を行います。

■基本方針4. 活気みなぎるまちづくり

【方針（コンセプト）】

- 産業と豊かな自然や歴史、文化といった資源を活かした観光を連携させる等、地域産業や地域資源を最大限に活用します。

【課題・方向性】

- リニア中央新幹線の開通を見据えた誘客の強化や、多様化する観光形態への対応やプロモーションが必要です。

【取り組み】

◎観光

- ・観光協会と連携し、魅力あるパンフレットを作成・配布するとともに、SNS等の多様な情報通信手段を活用した情報発信を行い、交流人口の拡大を目指します。
- ・リニア中央新幹線開通に向けた観光情報の発信について、県や東美濃地域との広域連携により積極的に推進します。

◎観光資源の魅力向上

- ・自然・歴史・文化・地場産業や化石等、市内の観光資源の魅力をさらに高めるための支援や整備を推進し、地域住民や事業者とともにエリア全体の観光資源づくりに取り組みます。

- ・体験型観光の推進に向けた面的整備を進めながら、地域資源の魅力向上に努めます。
- さらに、市内を周遊できる観光交通の整備を行い、市内外にその魅力を発信します。
- ・国内からの観光客だけでなく、インバウンド需要も視野に入れながら、地域資源の魅力を発信します。

◎**地域**資源を活かした観光連携

- ・中山道ウォーキング事業等、中山道を活用した地域連携イベントを積極的に推進します。

■**基本方針5. 持続可能なまちづくり**

【方針（コンセプト）】

- しなやかで強靭な都市基盤と利便性の高い公共交通の構築を進めます。

【課題・方向性】

- 近年相次ぐゲリラ豪雨等に対応するため、インフラを適切に維持・管理し、災害に強い都市基盤の整備が必要です。

【取り組み】

◎道路・河川

- ・市民の安全・安心の確保のための生活道路の維持・保全に努めるとともに、地域の関係者と連携して、道路網整備を推進します。
- ・通学路の安全点検や地域からの要望により危険箇所の解消を行う等、安全な歩行空間の整備に努めます。
- ・区長会等の地域団体と行政が情報共有を図ることで互いの役割を理解し、協力して道路・河川の維持管理に努めます。
- ・市民と行政が協力して道路・河川づくりを進めることで、維持管理コストの軽減に努めます。

《瑞浪市の関連計画》

① 第2期 瑞浪市教育振興基本計画 [期間：令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)]

教育基本法に基づく教育振興に関する基本的な計画で、地方**教育**行政の組織及び運営に関する法律に基づく「瑞浪市教育大綱」を兼ねています。基本理念として「夢と誇りを育むみずなみの教育」を掲げています。また、「たくましく生きる基礎を育てる学校教育・就学前教育の推進」を基本目標とし、7つの基本計画（施策）を示しています。

施策1（確かな学力の育成）中の「キャリア教育の充実」において「自然、生活、社会体験の機会を設定します」の取り組みを掲げており、当該計画を踏まえて学校教育（総合学習）等と連携を進める必要があります。

② 瑞浪市都市計画マスタープラン [期間：令和7年度(2025年度)～令和16年度(2034年度)]

都市計画法第18条の2による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となるもので、長期的な観点から、土地利用や都市施設等のあり方について基本的な方向を示すとともに各地域におけるまちづくり方針を定める、都市計画の基本となる計画です。

本市では平成23年(2011)に**瑞浪市都市計画マスタープランを策定・公表**し、平成30年(2018)に中間見直しを行いました。その後、社会情勢の変化や都市計画に関する制度の改正等に

伴い、令和7年(2025)3月に改訂を行っています。

プランの第6章では、まちづくりのテーマに「快適で活力に満ちた交流共生都市」、まちづくりの目標に「安心・快適で利便性の高い生活環境都市づくり」・「活力ある産業交流都市づくり」・「うるおいのある魅力的な自然・歴史文化都市づくり」を掲げています。

また、将来都市構造の中で細久手宿、大湫宿を「交流拠点」、中山道を周辺の自然環境と調和した自然活用型の「観光・スポーツ・レクリエーションゾーン」と位置づけています。

加えて、プランの第7章では、地域別まちづくり構想として細久手宿・大湫宿の保存・継承や中山道の活用等の方針を掲げています。

③ 第3次 瑞浪市環境基本計画 [期間：令和6年度(2024年度)～令和15年度(2033年度)]

環境基本法第7条に基づき制定した「瑞浪市環境基本条例」第7条に基づく計画で、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境、環境保全に取り組むための基盤を対象としています。

「みんなで未来へつなごう 豊かな自然と文化、うるおいある暮らしを」を望ましい環境像とし、5つの基本理念・基本目標を掲げています。

このうち基本理念3「歴史と文化の継承と活用」、基本目標3「身近な緑の創出とマナーの順守、歴史・文化を継承し、誇れるまちづくりを進めます」において示している基本施策等から、中山道に関連する事項を以下に抜粋して示します。

■基本施策① 瑞浪市らしい歴史・文化的環境の保全と活用

◎瑞浪市らしい歴史・文化的環境の保全

- ・文化財の指定・登録件数の増加に努めます。

◎瑞浪市らしい歴史・文化的環境の活用

- ・中山道等の文化資源を活用する観光に取り組みます。
- ・市民が地域の歴史・文化と親しむ機会の創出に努めます。

■基本施策③ 美しい郷土景観の保全と創出

◎美しい郷土景観の活用

- ・鬼岩、竜吟峡、屏風山周辺、小里城跡、中山道をはじめとする市内各地域の観光・交流拠点とのネットワーク化を図り、自然とふれあえる場としての活用を推進します。

④ 瑞浪市 中山道保存活用計画 [期間：令和4年度(2022年度)～令和13年度(2031年度)]

本史跡の望ましい将来像（目指す姿）や保存活用の基本方針、また保存管理、活用、整備の方向性や方法等を定めた計画で、保存管理の方向性の中で現状変更等の取り扱い（現状変更が認められる行為の指針等）についても示しています。

本史跡の望ましい将来像（目指す姿）と基本方針は以下のとおりです。

■望ましい将来像（目指す姿）

瑞浪市への愛着と誇りを育み、市の歴史・文化・魅力が行き交う「中山道」

■基本方針

◎調査・研究の推進

茶屋跡の発掘調査、中山道にかかる諸資料の調査・研究の継続等

◎保存

モニタリング（見回り）の実施、洗堀された遺構の修繕、獣害対策等

◎活用

学校団体等との連携、イベントの継続開催、史跡の価値や魅力の発信等

◎整備

案内看板の更新等計画の作成、中山道整備基本計画の策定等

◎運営体制

瑞浪市役所内での連携強化、地域住民や関連団体との連携強化等

《その他の関連計画等》

① 第4次 岐阜県教育振興基本計画 [対象: 令和6年度(2024年度)~令和10年度(2028年度)]

教育基本法に基づく教育振興に関する基本的な計画で、「ふるさと岐阜」で育んだ自信と誇りを胸に、よりよい未来の実現に挑み続ける人を目指す人間像に、また、育みたい力として「自立力」・「共生力」・「創造力」の3つを掲げています。

施策と主な取り組みのうち、本史跡に関わると考えられる部分を抜粋して示します。

【施策I 「豊かな人間性」の育成】

► 1 多様な人とつながり、関わる力の向上と心の教育の充実

【主な取組】

◎ふるさと教育を通した、多様な人とのつながり、関わる力の育成

・総合的な学習（探求）の時間を中心に、地域に暮らす人々、専門家等の多様な人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の施設設備等、地域の様々な教育資源等を活用したふるさと教育を推進し、多様な人とつながり、関わる力の育成を図ります。

► 4 「ふるさと岐阜」での活動を通して学ぶふるさと教育の推進

【主な取組】

◎地域の活性化や課題解決に向けて取り組む教育の推進

・総合的な学習（探求）の時間を中心に、地域の教育資源等を活用したふるさと教育を推進します。

◎ぎふの自然・歴史・文化芸術・産業等に触れて学び、探究する取組の推進

・「ふるさと岐阜」への更なる誇りと愛着が育まれるよう、義務教育段階において、岐阜県の自然・歴史・文化芸術・産業等に触れて学ぶ取組を推進します。

・文化財に関する学習機会や情報提供の充実を図ります。

② 岐阜県文化財保存活用大綱 [対象年度: 未設定 (必要に応じて見直し)]

平成30年(2018)6月に文化財保護法が改正され(平成31年(2019)4月1日施行)、都道府県は各区域における「文化財保存活用大綱」を定めることができ、市町村は文化財保存活用大綱が定められているときは当該保存活用大綱を勘案し、各区域における「文化財保存活用地域計画」を作成できることとなりました。

この改正を踏まえ、岐阜県では文化財のより適切な保存・活用を計画的、継続的に推進するため「岐阜県文化財保存活用大綱」を策定しました。大綱は「文化財を知り、守り、育て、地域の資源として「清流の国ぎふ」づくりに活かす」ことを基本方針とし、現在の文化財保護の課題とその対応方針を以下のように定めています。

・知る: 文化財の正確な把握、文化財の情報発信、文化財の魅力に触れる機会の充実

- ・守る：保護の徹底、デジタルアーカイブ化、災害を見据えた体制づくり、県補助金の充実
- ・育てる：担い手育成、専門人材の育成・充実、県民参加の促進、学校教育・社会教育との連携
- ・活かす：人づくりへの寄与、まちづくりの推進、観光振興との連携の促進

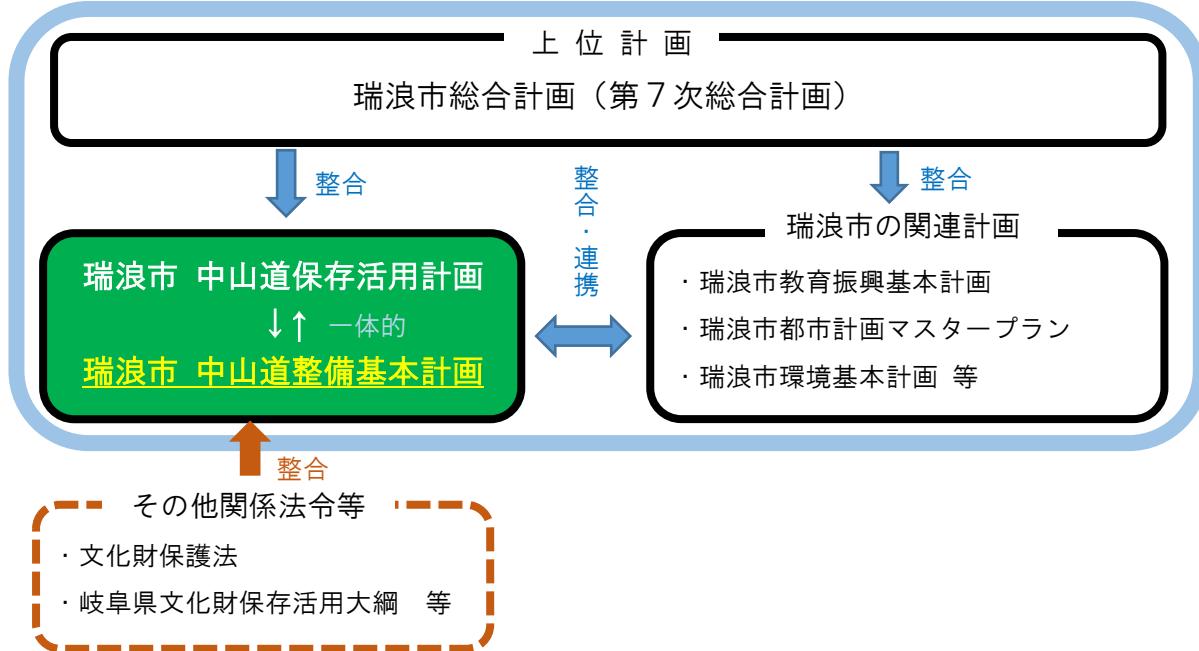


図 1-1 上位・関連計画相関図

第5節 計画の実施

本計画は令和8年度(2026年度)から、原則10年間を計画期間として実施します。

【註】

- (1) かつては、村を指す場合は「大湫」、宿場を指す場合は「大久手」と文字を使い分けていたとされますが、本書では「大湫」に統一して記載します。
- (2) 大湫宿と大井宿の中ほどに位置する槇ヶ根追分から名古屋に至る道路で、伊勢街道、善光寺街道、内津街道等とも呼ばれました。
- (3) 国庫補助事業に採択されたのは平成5年度以降で、平成4年度については市の単独事業として実施しました。

第2章 瑞浪市の概要

第1節 地理的環境

本市は岐阜県美濃地方の東部、東濃地方のほぼ中央に位置し、東は権現山（595m）や屏風山（794m）等の丘陵を境として恵那市と、西は土岐市・可児郡御嵩町と接しています。また、南は丘陵地帯を境として愛知県豊田市（旧西加茂郡小原村）、北は木曽川の渓谷を隔てて加茂郡八百津町に接しています。

本市の面積は約 **174.86k m²**（東西 14.3km、南北 20.7km）で、そのうち約7割が東濃丘陵と称される丘陵で形成され、丘陵は本市の北西部及び南東部に発達しています。本市域の北東から西に流れる土岐川（庄内川）と、その支流によって形成された沖積地や河岸段丘を中心として市街地が形成され、主要交通路である国道19号や中央自動車道、JR中央線等も土岐川に沿って敷設されています。



図2-1 瑞浪市位置図



写真2-1 瑞浪市市街地

第2節 自然的環境

本市の気象は比較的温暖で、年間の平均気温は **16.0°C**程度（令和5年(2023)：1月平均気温は **3.2°C**、8月平均気温は **28.6°C**）、年間降水量は概ね **1,600mm**です。

本市の北東部に位置する釜戸町にはハナノキ（ハナカエデ）とヒトツバタゴの自生地が所在しており、国の天然記念物に指定されています。また、大湫町にもヒトツバタゴの自生地がみられ岐阜県の天然記念物に指定されているほか、文化財には指定されていませんがシデコブシ等の貴重な植物の自生地も確認されています。さらに本市内には国の特別天然記念物に指定されているカモシカが生息し、土岐川には国の天然記念物に指定されているネコギギ、オオサンショウウオ等の貴重な生物の生息も確認されています。

また、本市の地質は土岐花崗岩・濃飛流紋岩から成る火成岩類、粘板岩・チャート・砂岩から成る中生代の地層を基盤とし、丘陵地は瑞浪層群（1900～700万年前）・瀬戸層群（700～200万年前）から成る第三紀層、河川周辺やその両岸の平地等は礫・砂・粘土から成る第四紀層で形成されています（図2-2）。

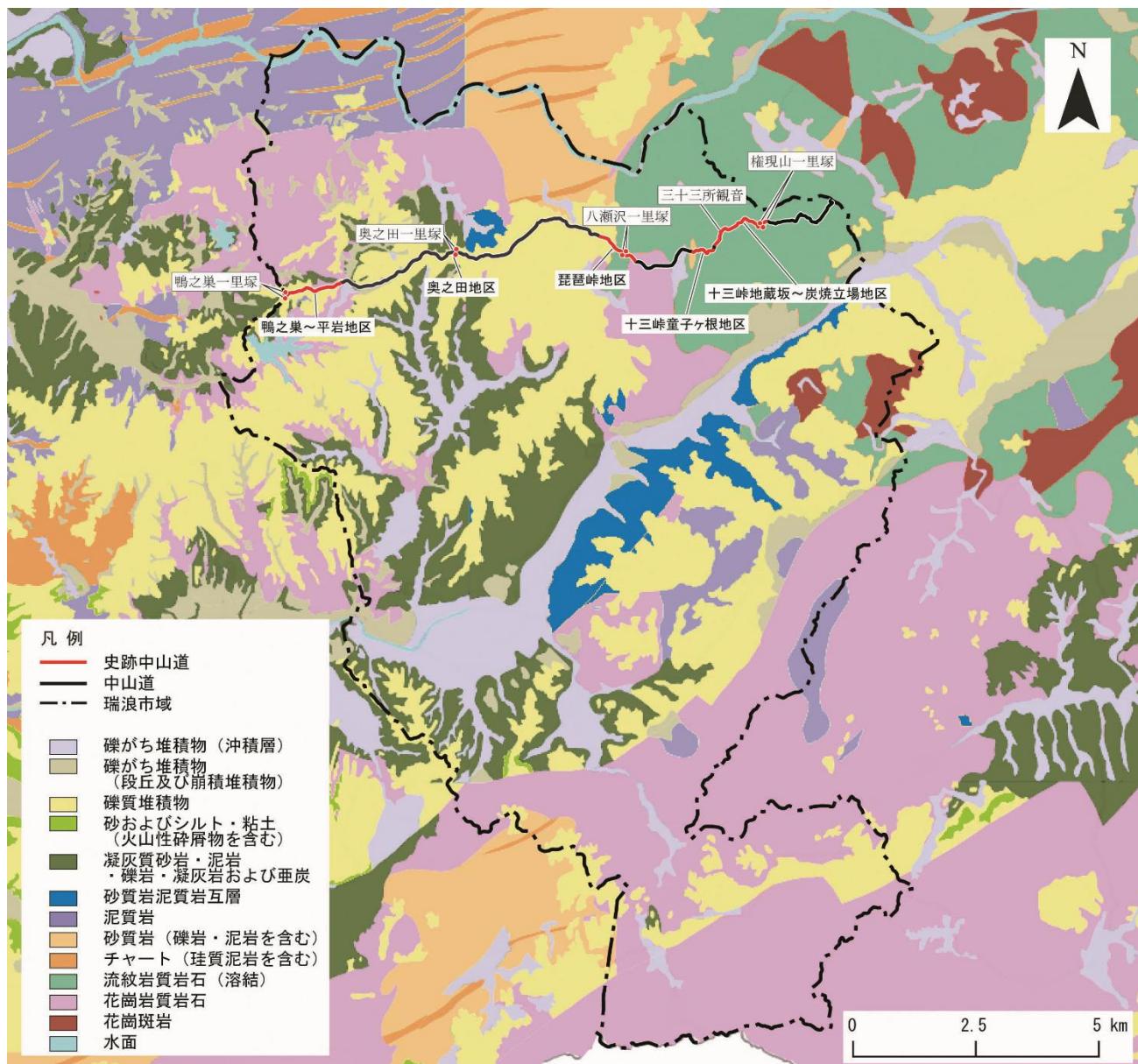


図 2-2 瑞浪市周辺の地質図

【資料：県域統合型G I S（一部加工）】

〔備考〕

- 鴨之巣～平岩地区の地質は、主として礫質堆積物・花崗岩質岩石
- 奥之田地区の地質は、主として礫質堆積物
- 琵琶峠地区の地質は、主として礫質堆積物・流紋岩質岩石
- 十三峠童子ヶ根地区の地質は、主として流紋岩質岩石
- 十三峠地蔵坂～炭焼立場地区の地質は、主として流紋岩質岩石

本市内北部（日吉町・釜戸町）には大規模な花崗岩の露頭がみられ、中でも日吉町松野から西接する御嵩町にかけて所在する露頭は「鬼岩」と呼ばれて特に規模が大きく、国の名勝および天然記念物に指定されています。



写真 2-2 ヒツバタゴ自生地



写真 2-3 鬼岩

また、瑞浪層群は厚さ約 600mを測り、デスマスチルスやパレオパラドキシア、ビカリ亞といった貴重な化石が見つかっているほか亜炭やウランを含んでいます。瀬戸層群は陶土（土岐口陶土層）を含み、東濃地方有数の産業である窯業の原料として古くから利用されてきました。また、第四紀層はコハクや昆虫の化石を若干含み、明世町を中心とした区域におけるこれらの地層には特に多くの動植物化石が含まれ、「^{あけよ}明世化石（県指定）」・「瑞浪化石産地（市指定）」として天然記念物に指定されています。

第3節 歴史的環境

(1) 瑞浪市のあゆみ

本市域ではこれまでに旧石器時代の遺跡は確認されていませんが、釜戸町や土岐町等段丘や丘陵上に縄文時代の遺跡が複数確認されています。また、弥生時代・古墳時代の遺跡（集落遺跡）は極めて少数ですが、明世町戸狩に所在する岐阜県史跡「戸狩荒神塚古墳」は古墳時代中期の築造とみられる岐阜県内最大級の円墳で、古墳時代後期になると多くの古墳（群集墳）が築造されるようになります。7世紀後半までに土岐川沿いの北部丘陵部を中心として円墳約 130 基が築造され、土岐郡（註1）内でもその数は最多とされます。さらに本市においては横穴墓が多数（約 60 基）築造されていることも大きな特徴であり、上述した戸狩荒神塚古墳北側の丘陵に所在する「戸狩横穴墓群」（13 基）は岐阜県史跡に指定されています。

奈良時代に主要な幹線道路である東山道（古代東山道）（註2）が整備される中、美濃国内には8つの駅（駅家）が設置されました。このうち本市内には土岐駅が設置されたと考えられており、当地が交通の要所であったことを窺うことができます。

鎌倉時代になると源光衡が土岐町の一日市場に館を構えて「土岐」を称したとされ、現在でも土岐町地内には岐阜県史跡「土岐頼貞墓」をはじめとして、土岐氏にまつわる史跡が数多く残されています。光衡の曾孫である土岐頼貞は足利尊氏と共に各地を転戦し、その戦功により室町幕府の初代美濃国守護に任命され、これ以後、土岐頼芸が斎藤道三によって國を追われるまで、土岐氏は約 200 年間に渡り美濃国守護を務めました。また、頼貞の子・頼遠の時代には、その拠点を現在の岐阜市に移したとされますが、この頃には東海地方一円にも一族が土着し、本市内に土着した一族は小里（尾里）、萩原、猿子、市原氏等を称しました。

鎌倉時代には幕府によって主要街道の整備が行われたとされ、当該期の東山道は中世東山道（註3）と呼ばれます。その詳細なルートについては明らかとなっていませんが、江戸時代に記された『美濃御坂越記』（註4）の記載や、周辺に残る「宿」の地名（註5）等から、およそのルート（図2-3）が推定されています。

戦国時代には戦乱の余波を受け、本市内各所にも城館が築かれ、岐阜県の史跡に指定されている「鶴ヶ城跡（神籠城跡）」・「小里城跡」はいずれも土岐氏、あるいはその一族の居城とされています。天正年間には織田信長によって改修工事が行われたとされ、織田信長の東濃支配に重要な役割を果たしました。また、戦国時代末期からの茶の湯の流行により、本市の南部に位置する陶町にも大川窯・田ノ尻窯・猿爪窯等、多くの窯が築かれました。



写真2-4 鶴ヶ城跡（神籠城跡）



写真2-5 小里城跡（大手門跡）

江戸時代の本市は、幕府の分知政策によって山村氏（3氏）、千村氏（4氏）、馬場氏、原氏、三尾氏、遠山氏、松平氏、小里氏の13領主により治められ、このうち本市内に居館を置いたのは小里氏（稻津町小里）と馬場氏（釜戸町）でした。元和元年（1615）には木曾衆の山村氏、同3年（1617）には千村氏が尾張藩に付属させられ、同9年（1623）の小里氏の断家等により、本市内は幕府代官、尾張藩（千村・山村）、岩村藩に加え、旗本の遠山明知と馬場の5領主によって治められることとなりました。

また、江戸時代初頭にはそれまでの中山道とは異なる道筋で中山道が整備され、新たな宿場として大湫宿（大湫町）と細久手宿（日吉町）が設置されました。このように、本市の中山道の大きな特徴は、それ以前の主要道路であった中世東山道とは異なるルートを通る点にあり、より直線的なルートに変更されたと言えます。

新たに中山道が整備された目的や時期を示す記録は未だ確認されていませんが、大湫宿の本陣を務めた保々氏の由緒書である「大湫宿本陣由緒書上」には、天正元年（1573）から大湫の開拓が始まったことが記されています。恐らく当初から宿場を設置する目的で開拓を始めたものと考えられ、中山道ルートの整備が戦国時代末期に始められた可能性を示しています。また、当地は永禄8年（1565）頃から織田信長の影響下にあり、信長は軍勢をいち早く京都に到着させるために近江国でも摺針峠を開削して中山道の新道（バイパス）をつくる等していた（註6）ことから、中山道も信長が軍事道路として使用するためにルートを変更した可能性が考えられます。

当時の主要街道である中山道が開通したことによって当該地は東西の文化が交流する場となりました。日吉町半原地区に伝わる半原操り人形淨瑠璃は宝永・正徳年間（1704～1715年）

頃に淡路の人形遣いから伝えられたといわれ、同じく日吉町に伝わる地歌舞伎（地芝居）や獅子舞等も中山道における人々の活発な往来によってもたらされた文化とみられます。

なお、本市には他にも主要な街道として下街道と中馬街道があり、下街道は現在の国道19号やJR中央本線のルート、中馬街道は現在の国道363号ルートにあたります。



図2-3 史跡中山道とその他の主要街道

明治4年(1871)の廢藩置県により、本市内は一部を除いて岐阜県に組み込まれ、同5年(1872)には全域が岐阜県に組み込まれる等、行政システムでは様々な改革がなされました。中山道は明治6年(1873)の河港道路修築規則(大蔵省達)により一等道路に、同9年(1876)の太政官達第60号により国道一等に定められる等、依然として主要な交通路でした。また、明治5年(1872)に宿駅制度が廃止されると各宿場は陸運会社として営利運営されることとなり、制度の変更を伴いながらも明治20年(1887)まで運営が続いたとされます。

この間の明治6年(1873)には下街道の輸送も正式に認められ、それ以後は中山道と下街道の双方が郵便・輸送を中心とする道路となりましたが、明治13年(1880)に明治天皇の巡幸に伴って下街道の改修工事が行われると交通の主要ルートは次第に下街道へと移り、明治14年(1881)の「新中街道」(=中世東山道ルート)の改修工事によって、大湫・細久手両宿の賑わいは次第に失われていきました。さらに、明治33年(1900)に名古屋-多治見間で開通した鉄道(中央線)が明治35年(1902)に中津町(現在の中津川市)まで開通すると、本市内には瑞浪駅と釜戸駅が設置されました。瑞浪駅周辺では急速に都市化が始まり、これ以後の交通ルートは鉄道の駅を中心としたものへと移行していきました。

一方、本市南部の陶町では明治時代から磁器生産が盛んとなり、特に明治時代後半からは輸出用洋食器の一大産地へ発展しました。また、大正時代以降は瑞浪駅周辺に陶磁器製造・販売業者が集積するようになり、製品は鉄道等によって主に名古屋方面に販売されました。そして昭和 26 年(1951)、土岐郡瑞浪町は同郡土岐町と合併して瑞浪土岐町となり、同 29 年(1954)には土岐郡瑞浪土岐町・同郡稻津村・同郡釜戸村・同郡大湫村・同郡日吉村・同郡明世村、恵那郡陶町が合併し、現在の「瑞浪市」が誕生しました。



写真 2-6 美濃の陶磁器生産用具及び製品(1)



写真 2-7 美濃の陶磁器生産用具及び製品(2)

昭和 20 年代以降、本市の主要産業は陶磁器や耐火物の製造、およびその原料生産棟の窯業関連産業という状態が続き、特に陶町では複数の企業が日本を代表する洋食器メーカーに成長して、本市の発展を支えましたが、同 50 年代以降になると人件費の高騰等の要因により、次第に生産業者数は減少に転じました。

この間、昭和 42 年(1967)に着工した中央自動車道が、昭和 48 年(1973)に多治見一瑞浪間で開通し、この頃から本市内各地で区画整理が実施される等、開発事業が相次ぎました。平成になると国道 19 号や同 363 号のバイパスが開通する等、交通インフラのさらなる整備も進み、大湫町や釜戸町大細等への簡易水道の敷設も完了しました。

本市の人口は本市の発足から微増傾向にあり、平成 14 年(2002)頃には 42,000 人を超えたが、それ以降は減少傾向に転じました。これにより平成 17 年(2005)には大湫小学校が閉校、平成 28 年(2016)には稻津中学校と陶中学校が統合(瑞浪南中学校が開校)、平成 31 年(令和元年/2019)には瑞陵中学校・日吉中学校・釜戸中学校が統合(瑞浪北中学校が開校)する等、施設の統廃合が進められる状況にあります。

(2) 中山道活用の現状

本史跡中山道を含む本市域の中山道は、多くの来訪者がある観光資源でもあります。また、史跡指定区域外ではありますが、旧細久手宿には現在も旅館として営業を続ける「大黒屋」(国登録有形文化財)、旧大湫宿には中山道観光案内所「丸森」(国登録有形文化財) 等も残されています。

そこで以下では、観光資源としての活用の状況について概観します。

■中山道来訪者数 (単位:千人)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人数	13	12	13	12	11	9	9	10	5	6	7	7	

【資料：瑞浪市統計書】

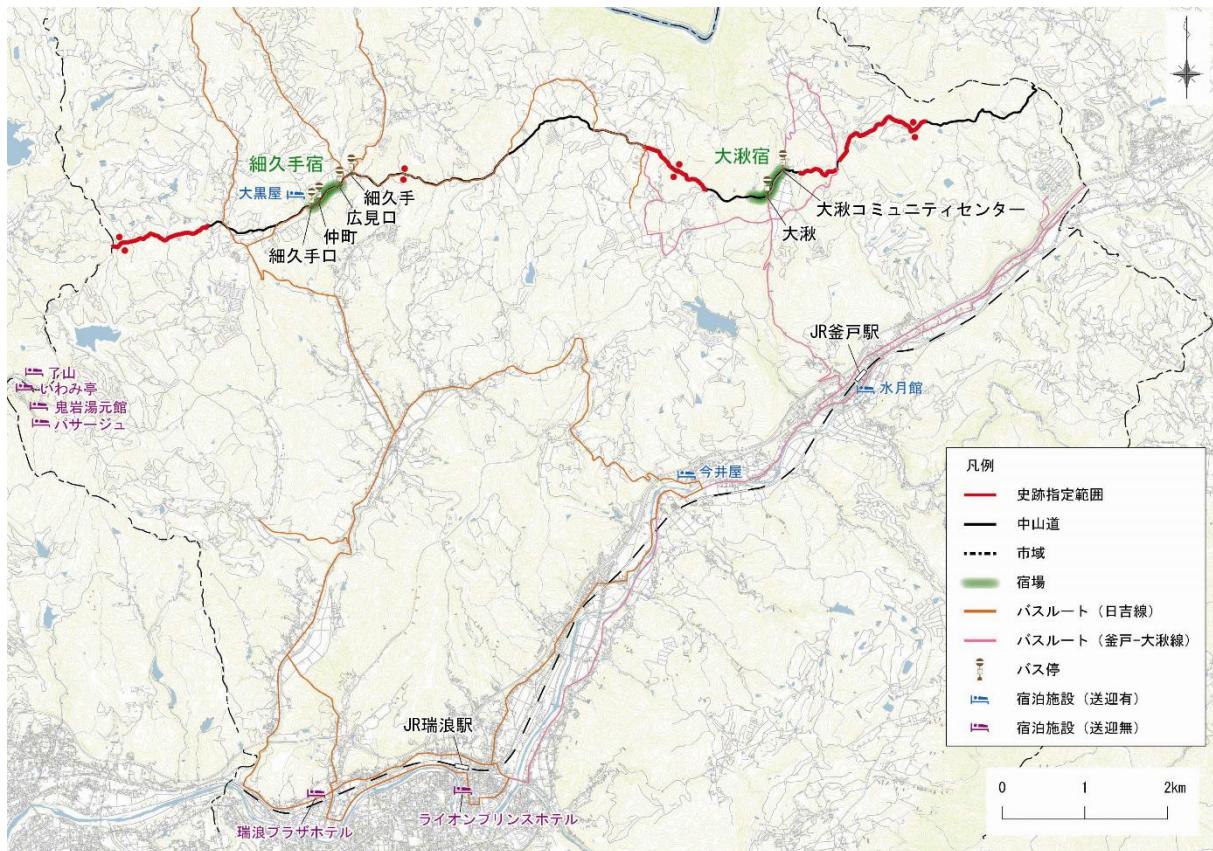


図 2-4 瑞浪駅・釜戸駅からのアクセスマップ

※バス停、バスルートは瑞浪市コミュニティバスのもの

《市内の2駅からの移動手段および移動距離等》

■ JR 瑞浪駅

【大湫まで距離：約 11.6 km、移動時間：自動車約 23 分、徒歩約 2 時間 55 分】

【細久手まで距離：約 9.9 km、移動時間：自動車約 19 分、徒步約 2 時間 29 分】

- ・タクシー：駅に常駐しており、事前予約は不要です。
 - ・コミュニティバス：細久手まで、平日のみ上り2便・下り1便が運行されています。
 - ・デマンド交通（観光利用）：平日のみ1日3便運行しています（事前予約が必要です）。
 - ・路線バス（民間運営バス）：運行されていません。
 - ・その他：特にサービスはありません。

■ JR釜戸駅

【大湫まで距離：約 4.8 km、移動時間：自動車約 9 分、徒步約 1 時間 13 分】

【細久手まで距離：約 11.7 km、移動時間：自動車約 23 分、徒步約 2 時間 57 分】

- ・タクシー：駅には常駐しておらず、事前予約が必要です。
 - ・コミュニティバス：大湫まで、平日のみ上り1便・下り1便が運行されています。
 - ・デマンド交通（観光利用）：運行されていません。
 - ・路線バス（民間運営バス）：運行されていません。
 - ・その他：民間の宿泊施設による送迎のサービスがあります。

*距離及び移動時間は県域統合型G I Sのルート検索による。

※バスルートやバス停の位置、宿泊施設の送迎サービスの有無等は令和●年●月時点

【註】

- (4) 土岐郡は、主として現在の多治見市・土岐市・瑞浪市を範囲とする郡です。但し、多治見市のうち高田地区を除く土岐川以北は可児郡、瑞浪市のうち陶町は恵那郡に属しました。
- (5) 「古代東山道」は、奈良時代から平安時代にかけて用いられた東山道を意味する語として使用しています。なお、当地域におけるルートは明らかではありません。
- (6) 「中世東山道」は、鎌倉時代から戦国時代にかけて用いられた東山道を意味する語として使用しています。
なお、当地域では中世東山道を「鎌倉街道」と呼称する場合もありますが、鎌倉街道は各地から鎌倉に至る道路の総称であり、この名称は近世になって成立したものとされていることから東山道と同義で用いるのは適切でないと考えられ、本書では使用していません。
(児玉幸太 編『日本交通史』1992年、吉川弘文館)
- (7) 『美濃御坂越記』は安永年間（1772～1780）の書物とされ、当市付近の中世東山道のルートについて「御嶽一井尻一宿一志月一日吉一半原一釜戸一竹折一大井」と記載しています。
- (8) 「宿」あるいは「○宿」等の地名は、中世の宿の痕跡である可能性が指摘されています。（榎原雅治『中世の東海道をゆく』2008年、中公新書）
- (9) 織田信長は天正2年（1574）から、本格的な道路整備を開始したことが指摘されています。（小和田哲男『戦国の合戦』2008年、学研新書）